

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	一
○県営土地改良事業の完了	(同)	二
○県営土地改良事業の換地処分(二件)	(農村整備課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(水産林政総務課)	二
○林業種苗法に基づく生産事業者登録証の変更の届出	(森林整備課)	三
○保安林の指定の予定	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(三件)	(同)	四
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可	(同)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(同)	五
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	六
○教育委員会臨時会の開催		六
○人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則		六
○人事委員会規則七十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則		七

ページ

告 示

○宮城県告示第百八十五号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和三年 五月十日	栗原市 瀬峰・高清水	午前十時三十分から 正午まで	高清水総合支所
同 五月十一日	栗原市 栗駒・鶯沢	午前十一時から 午後二時まで	栗駒保健センター
同 五月十二日	栗原市 栗駒・鶯沢	午前十一時から 午後二時まで	栗駒保健センター
同 五月十四日	栗原市 一迫・花山	午前十一時から 午後二時三十分まで	一迫公民館
同 五月十七日	栗原市 金 成	午前十一時から 午後二時三十分まで	金成総合支所
同 五月十八日	栗原市 栗館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗原市役所
同 五月十九日	栗原市 栗館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗原市役所
同 五月二十一日	栗原市 柳	午前十一時から 午後二時三十分まで	若柳総合支所
同 五月二十五日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター
同 五月二十六日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター

○宮城県告示第百八十六号

県営吉田中部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知

事に審査請求をすることができる。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年四月二十日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第百八十七号

県営高屋・烏屋崎地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月二十三日から令和三年四月二十日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第百八十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

小里	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	令和二年十月二十八日
東小松	農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）	令和三年一月二十日

○宮城県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

手樽地区

二 処分の年月日

令和三年三月十七日

○宮城県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

多田川左岸地区

二 処分の年月日

令和三年三月十七日

○宮城県告示第百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
			宮城県知事 村 井 嘉 浩		

地区名	事業の名称	工事完了年月日

石巻市区(宮城) 同組合協 表漁業支 の地区支 所	小型定置漁業	令和三年三月 十二日	石巻市給分浜桜畑十二 安藤司 石巻市給分浜大房二 須田 稔樹	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第六條 に規定する漁 業	四人
東松島市 区域(宮 城)同組 協同漁業 の鳴瀬支 所の地区	小型合併漁業 (主として刺 し網を営む漁 業)及び小型 定置漁業を併 せ営む漁業	令和三年三月 十二日	東松島市浜市字新田七 十五 大友水産株式会社 東松島市牛網字下江 戸 原百四十三 鹿野 裕 啓	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第六條 に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第百九十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に係る変更の届出があった。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	登 載 事 項
宮城第二 百八十四 号	セイホク株式会社 東京都文京区本郷一丁目 二十五番五号	変 更 後
	セイホク株式会社(氏名又は名称及び住所) セイホク株式会社森林事業 部(氏名又は名称及び住所) セイホク株式会社森林資源 部(氏名又は名称及び住所) 石巻市重吉町一番地七号	変 更 前
	石巻市重吉町一番地七号	石巻市重吉町一番地七号

○宮城県告示第百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字西九六、一〇六、一一二、一一七
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
東松島市宮戸字東大崎田四番一地先から 同市野蒜字南赤崎九五番三地先まで	前	後	前	後	前	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	B	A	B	A	
	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	一、三八〇・二	
	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	一、一三五・九	
	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	一、三八〇・二	
	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	七・四〇・三	一、二九四・九	

○宮城県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

本事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻工業港矢本線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市門脇字鷲塚二六三番二地先から 東松島市大曲字土手下三三番二地先まで	前 A	一・三 四二・二	八・〇 四〇・五	四〇七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一・三 四二・二	一・〇 四〇・五	四〇七・〇	

○宮城県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市宮戸字東大崎田四番一地先から 同市野蒜字南赤崎九五番三地先まで	令和三年 三月二十三日

○宮城県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬巨理線	巨理郡山元町山寺字北泥沼一一〇番地先から 同郡同町山寺字牛橋六番地先まで	令和三年 三月二十五日 午前十時

○宮城県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻工業港矢本線	石巻市門脇字元明神一〇番一地先から 東松島市大曲字上納前一七番二地先まで	令和三年 三月二十三日 午後三時

○宮城県告示第百九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 事業の名称 大崎市役所周辺地区土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 大崎市古川七丁目一番一号大崎市建設部都市計画課
- 三 施行認可の年月日 平成三十年十月十八日
- 四 変更の内容 施行期間

（変更前）平成三十年十月二十六日から平成三十四年三月三十一日まで
 （変更後）平成三十年十月二十六日から令和五年三月三十一日まで
 五 変更認可の年月日
 令和三年三月十七日

○宮城県告示第二百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

令和三年三月二十三日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番一、四十八番一、四十九番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部及び三・三・百三十二号一 国幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通三番十号

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を令和四年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

令和三年三月十七日

○宮城県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十三日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

八号 防災緑地二号

三 事業施行期間

「平成二十六年十二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年十二月二十六日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十三日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

四・四・八〇二号 菖蒲田浜海浜公園

三 事業施行期間

「平成二十七年七月十日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十七年七月十日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和三年二月十七日次のおり委託した。

令和三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

キョウワセキユリオン東北株式会社

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年三月二十三日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和三年三月二十五日 午後一時三十分

二 場所 第二会議室

三 事件

第一号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第二号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

第三号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

第四号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第五号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

て

第六号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第七号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則の廃止について

第八号議案 宮城県美術協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第九号議案 自然の家管理規則の一部改正について

第十号議案 宮城県文化財保護審議会委員及び部会委員の人事について

第十一号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第十二号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第十三号議案 宮城県文化財保存活用大綱について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

人事委員会

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七―十八―六十六

委員長 千葉裕一

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一県警察の項中「参事官」を「参事官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―三十三―六十八

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中「警査証書時」の次に「犯罪防止証書時」を加え、

「3 警察本部の参事官の職務」

を

「3 警察本部の参事官の職務
4 運転免許センター長の職務」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。